

島原地域広域市町村圏組合消防吏員給与品支給事務処理要綱

昭和54年6月23日消本告示第1号

改正 昭和57年11月2日消本告示第1号 昭和61年3月25日消本告示第1号
平成3年10月8日消本告示第1号 平成7年8月31日消本告示第1号
平成9年3月31日消本訓令第1号 平成10年11月10日消本告示第1号
平成14年6月13日消本告示第1号 平成17年10月12日消本告示第1号
平成25年9月1日消本告示第11号 平成28年9月1日消本告示第4号
令和元年9月25日消本告示第1号 令和5年9月4日消本告示第2号

第1条 この要綱は島原地域広域市町村圏組合消防職員服制規則（昭和47年9月7日島原地域広域市町村圏組合規則第9号。以下「規則」という。）に基づく給与品支給事務について必要な事項を定める。

第2条 消防吏員（以下「吏員」という。）は給与品のうち、既に支給されているものの損耗の程度を考慮し、毎年度品目及び使用期間に関係なく、各自の持点の範囲内において必要に応じてこれを選択し支給を受けることができる。

第3条 給与品の点数は消防長が別に定める。

第4条 単年度の個人持点は1000点とし、その有効期間は2年とする。ただし、定年退職する者は退職2年前を700点とし、退職年度は400点とする。

第5条 新たに吏員となつた者の選択の権利は吏員となつた年度の翌々年度から有するものとする。

第6条 給与品の支給を受けようとする者は毎年9月末日までに翌年度に希望する品目を各自の持点の範囲内において選択し給与品カード（[様式第1](#)）により所属長に申告しなければならない。ただし、品性の保持上、所属長から品目の変更について指示があつた場合は、これに従わなければならない。

第7条 所属長は前項による申告の内容を審査し、必要な処理を行なうとともに給与品集計表（[様式第2](#)）により集計して給与品カードを添え消防本部総務課長に送付するものとする。

第8条 給与品カードは消防本部総務課において保管し、申告時期に吏員に配布し、申告を行わせるものとする。

第9条 一度選択した後の変更は原則として認めない。

第10条 給与品の持点は他に譲渡し、又は相互に貸借してはならない。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 削除

附 則（昭和57年11月2日消本告示第1号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和58年度の給与品の支給から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に有する繰り越し点は、この要綱の特点に応じて有効である。

附 則（昭和61年3月25日消本告示第1号）

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年10月8日消本告示第1号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月31日消本告示第1号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日消本訓令第1号抄）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年11月10日消本告示第1号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に有する個人持点については、その点数に10を乗じた点数をもつてこの要綱に基づく個人持点とみなす。

附 則（平成14年6月13日消本告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月12日消本告示第1号）

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成25年9月1日消本告示第11号）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日消本告示第4号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日消本告示第1号）

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

附 則（令和5年9月4日消本告示第2号）

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

様式第1

給与品カード

階 級	職員番号		氏 名	採用 年 月 日					
				点	点	点	点	点	点
		前年度繰越点							
		当該年度持点	1000点	1000点	1000点	1000点	1000点	1000点	1000点
		合 計 持 点	点	点	点	点	点	点	点
品 目	使用期間	点 数	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
冬 帽	7年								
アポロ帽	3年								
安全帽	3年								
冬 服	7年								
夏服（長袖上衣）	5年								
夏服（半袖上衣）	4年								
夏服（ズボン）	4年								
冬活動服（上 衣）	5年								
冬活動服（ズボン）	5年								
夏活動服（上 衣）	5年								
夏活動服（ズボン）	5年								
冬 救 急 服	5年								
盛夏救急服	（長袖上衣）	5年							
	（半袖上衣）								
盛夏救急服（ズボン）	5年								
冬救助服（上 衣）	5年								
冬救助服（ズボン）	5年								
夏救助服（上 衣）	5年								
夏救助服（ズボン）	5年								
防寒服	一般用	6年							
	救急用								
雨 衣	6年								
シャツ	ワシャツ	4年							
	作業用								
ネ ク タ イ	4年								
手 袋	3年								
作業手袋	革製	2年							
	ケブラー製	4年							
バンド	制服用	6年							
	救急用								
	活動服用								
短 靴	4年								
編 み 上 げ 靴	4年								
ヘッドライト	4年								
合 計									
単年度消費点									

